

4. その他

Ⅲ、関連団体より

1 菊水地区会館運営委員会から

菊連協 理事 各位

日時：令和7年9月15日（月・祝）10時～

場所：菊水地区会館

菊連協 令和7年9月定例理事会 議案

I. 行政からの連絡事項 《伊勢所長から》

II. 議 題

1. 総務部より

（1）蠣崎会長からの報告

- ・白石区町内連合会連絡協議会（9月定例会）内容について

（2）令和7年度「行政との意見交換会」について

- ・「町内会で抱える課題に関する意見交換会」における諸課題について（照会）
【別紙参照】

（3）令和8年菊水地区新年互礼会の開催（案）について

開 催 日：令和8年1月10日（土） 14時～

場 所：菊水地区会館 2階ホール

当番連町：東町連合町内会

2. 防災部より

3. 女性部より

白石区町内連合会連絡協議会
令和7年9月 定例会

日時 令和7年9月10日(水)16時30分～

会場 白石区複合庁舎4階 講堂

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議題

(1) 令和7年度白石区防災訓練について

白石区 市民部 総務企画課 地域安全担当

(2) 札幌市青少年育成委員会委員の改選事務について

白石区 市民部 地域振興課 地域活動担当

5 その他

▼次回の会合 10月14日(火)

10月定例会 14時00分～ 白石区複合庁舎4階 講堂

※議題が無い等の理由で、中止または書面開催とする場合は、別途ご連絡いたします。

令和7年度白石区防災訓練について（依頼）

1 実施日時・場所

- 日 時 令和7年10月23日（木） 13：30～15：30
- 会 場 札幌市立東札幌小学校 体育館ほか

2 訓練参加予定者

東札幌小学校4年生、区内各町内会、区役所避難所担当職員
100%

3 訓練実施者

- (1) 主 催 ：白石区防災会議、白石区、白石消防署
- (2) 協力団体：札幌市立東札幌小学校、白石消防団、白石区災害防止協力会、北海道札幌方面白石警察署、北海道コカ・コーラリテール&ベンディング株式会社、日産プリンス株式会社、トヨタカローラ札幌株式会社、札幌市水道局南部配水管理課、公益社団法人札幌市防災協会、特定非営利活動法人防災したっけ、イオン北海道株式会社

4 訓練内容【指導協力団体】

- (1) 在宅避難のススメ ～カードゲームで学ぶ家庭内備蓄～【防災したっけ】
在宅で避難が可能な場合の注意点や、食料備蓄を行う上で食品の過不足や栄養バランスについて、カードゲームを使って学ぶ。
- (2) 避難所開設24時【札幌市防災協会】
発災から避難所の開設、運営までの一連の流れを、実演も交えながら24時間の時系列で説明する。
- (3) 煙道通過訓練【白石消防署】
煙が充満する部屋からの脱出を想定した避難訓練を行う。
- (4) 災害時給水訓練【札幌市水道局南部配水管理課】
断水を伴う災害時に出勤する給水車を用いた、給水体験を行う。実際に使用する水袋を配布して、持ち帰る水の重さを体験する。
- (5) 災害時活用重機・車両展示【白石区災害防止協力会・白石警察署・白石消防署】
災害時に活用される重機の展示や、災害対応に活用するドローンのデモ飛行を行う。
- (6) 次世代自動車展示【日産プリンス株式会社・トヨタカローラ札幌株式会社】
災害時に外部給電が可能な電気自動車の展示を行う。
- (7) 発災対応型自動販売機展示【北海道コカ・コーラリテール&ベンディング株式会社】
発災対応型自動販売機の展示を行う。
- (8) 防災に関する展示【イオン北海道株式会社】
家庭内備蓄についてや、ローリングストックについての展示を行う。

5 依頼事項

- 各町内会や関係団体への周知（各会議での情報提供、回覧等）
※各町内会の動員の予定はありません。また、参加の人数制限也没有ありません。
※回覧用チラシは各まちづくりセンター宛に送付しますので、各まちセン所長は棚入れにご協力ください。

6 参加者注意事項

- (1) 会場に駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。
- (2) 訓練参加にあたっては活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 屋内の会場は土足厳禁ですので、上靴をお持ちください。
- (4) 万が一、訓練により怪我をした場合は、訓練運営を行う白石区職員へお知らせください。
- (5) 雨天の場合は、訓練内容を一部縮小いたします。
- (6) 災害が発生した場合または発生すると見込まれる場合には、訓練を中止いたします。

白石区防災訓練

参加自由・申込不要

令和7年10月23日（木）13：30～15：30

東札幌小学校 体育館・図書室・駐車場

メインテーマ

災害が起こったら、 あなたはどこへ避難しますか？

自宅で
避難

避難所へ
避難

家庭内備蓄について学ぶ

ローリングストック
のススメ

イオン北海道株式会社

在宅避難をゲームで解説

在宅避難のススメ
～カードゲームで学ぶ家庭内備蓄～

特定非営利活動法人防災したっけ

避難所での一日を
疑似体験する

避難所運営24時

公益財団法人札幌市防災協会

煙の中を通過して避難する

煙道通過訓練

白石消防署・白石消防団

防災展示

災害対応ドローン
デモ飛行

白石区災害防止協力会

災害対応重機・
車両展示

白石区災害防止協力会
白石警察署

外部給電対応
電気自動車展示

日産プリンス札幌販売株式会社
トヨタカローラ札幌株式会社

発災対応型
自動販売機展示

北海道コカ・コーラリテール&
バンディング株式会社

【主催】白石区防災会議・白石区・白石消防署

【参加・協力団体】白石消防団、特定非営利活動法人防災したっけ、公益財団法人札幌市防災協会、白石区災害防止協力会、札幌方面白石警察署、日産プリンス札幌販売(株)、トヨタカローラ札幌(株)、北海道コカ・コーラリテール&バンディング(株)、イオン北海道(株)

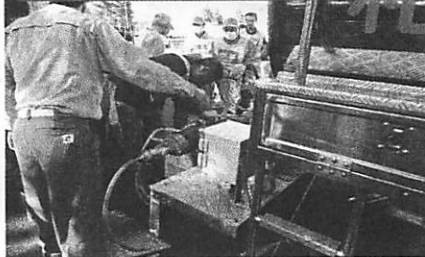
煙の中を通過して避難する
煙道通過訓練

白石消防署・白石消防団



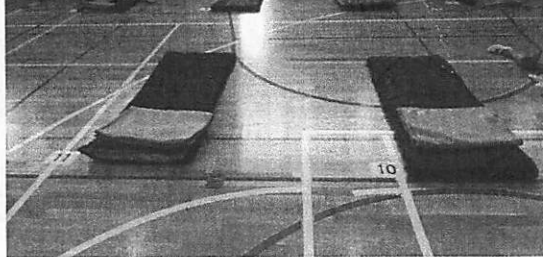
給水車からの給水を体験する
災害時給水訓練

札幌市水道局



避難所での一日を疑似体験する
避難所運営24時

公益財団法人札幌市防災協会

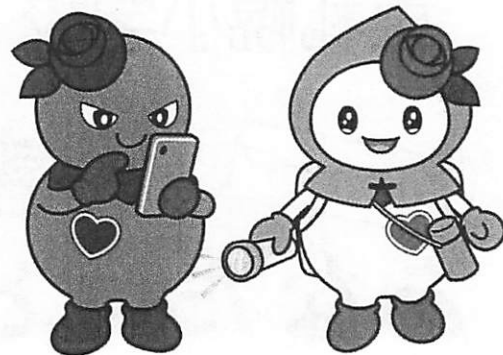


家庭内備蓄について学ぶ
ローリングストックのススメ
イオン北海道株式会社



防災×栄養を楽しく考える
家庭内備蓄カードゲーム

特別管理利用法 防災したつけ



防災展示

災害対応ドローン
デモ飛行

白石区災害防止協力会



災害対応重機・
車両展示

白石区災害防止協力会
白石警察署



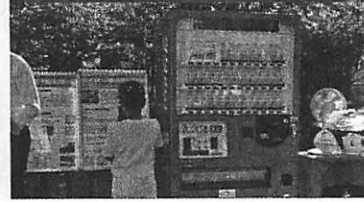
外部給電対応
電気自動車展示

日産プリンス札幌販売株式会社
トヨタカローラ札幌株式会社



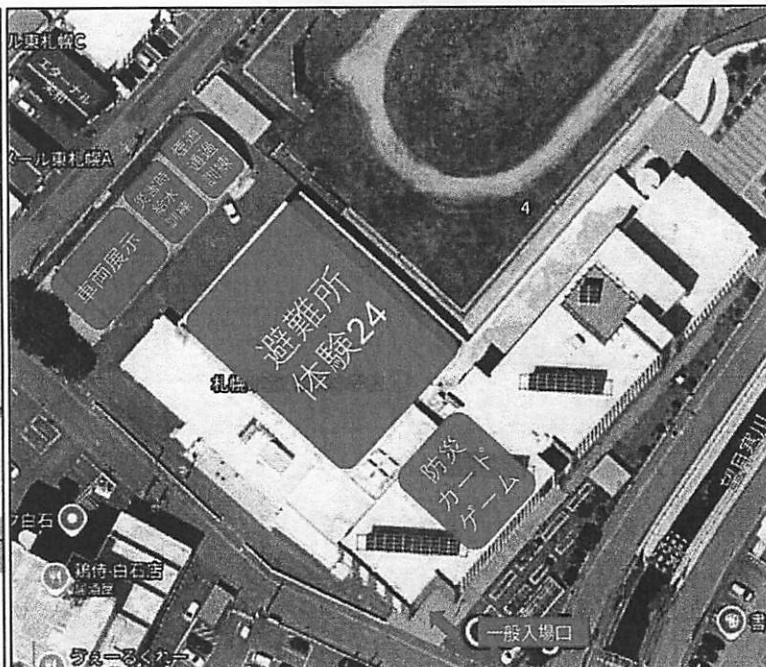
発災対応型
自動販売機展示

北海道コカ・コーラリテール&
バンディング株式会社



会場

訓練会場

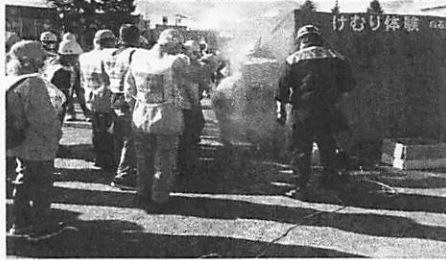


※会場に駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。【お問い合わせ先】白石区役所総務企画課地域安全担当
電話 011-861-2405
※訓練参加にあたっては活動しやすい服装でお越しください。
※屋内の会場は土足厳禁ですので、上靴をお持ちください。

実施予定訓練

煙の中を通過避難する 煙道通過訓練

白石消防署・白石消防団



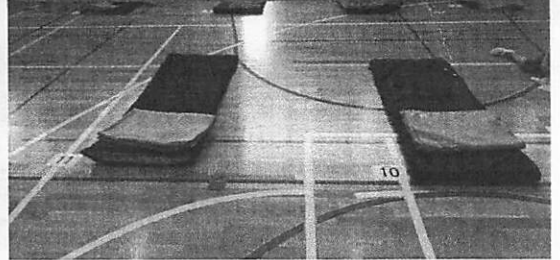
給水車からの給水を体験する 災害時給水訓練

札幌市水道局



避難所での一日を疑似体験する 避難所運営24時

公益財団法人札幌市防災協会



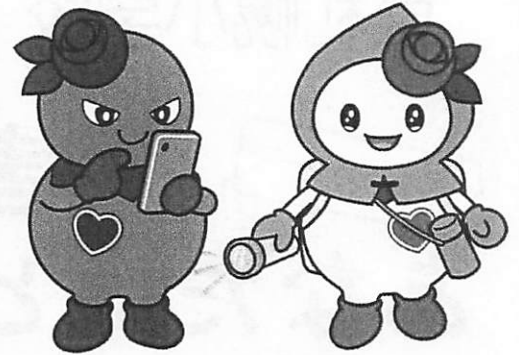
家庭内備蓄について学ぶ ローリングストックのススメ

イオン北海道株式会社



防災×栄養を楽しく考える 家庭内備蓄カードゲーム

特定非営利活動法人防災したつけ



防災展示

災害対応ドローン デモ飛行

白石区災害防止協力会



災害対応重機・ 車両展示

白石区災害防止協力会
白石警察署



外部給電対応 電気自動車展示

日産プリンス札幌販売株式会社
トヨタカローラ札幌株式会社



発災対応型 自動販売機展示

北海道コカ・コーラリテール&
ペンディング株式会社



会場



※会場に駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。【お問い合わせ先】
白石区役所総務企画課地域安全担当
電話 011-861-2405

白石区防災訓練

参加自由・申込不要

令和7年10月23日（木）13：30～15：30

東札幌小学校 体育館・図書室・駐車場

メインテーマ

災害が起こったら、 あなたはどこへ避難しますか？

自宅で
避難

避難所へ
避難

家庭内備蓄について学ぶ

ローリングストック
のススメ

イオン北海道株式会社

在宅避難をゲームで解説

在宅避難のススメ
～カードゲームで学ぶ家庭内備蓄～

特定非営利活動法人防災したっけ

避難所での一日を
疑似体験する

避難所運営24時

公益財団法人札幌市防災協会

煙の中を通過して避難する

煙道通過訓練

白石消防署・白石消防団

防災展示

災害対応ドローン
デモ飛行

白石区災害防止協会の

災害対応重機・
車両展示

白石区災害防止協会の
白石警察署

外部給電対応
電気自動車展示

日産プリンス札幌販売株式会社
トヨタカローラ札幌株式会社

発災対応型
自動販売機展示

北海道コカ・コーラリテール&
ベンディング株式会社

【主催】白石区防災会議・白石区・白石消防署

【参加・協力団体】白石消防団、特定非営利活動法人防災したっけ、公益財団法人札幌市防災協会、白石区災害防止協会の、札幌方面白石警察署、日産プリンス札幌販売株式会社、トヨタカローラ札幌株式会社、北海道コカ・コーラリテール&ベンディング株式会社、イオン北海道株式会社

札幌市青少年育成委員会委員の改選事務について

1 任期について（3年）

- 現任期：令和5年度～令和7年度
- 次任期：令和8年度～令和10年度

2 選任要綱の改定について

地域負担軽減のため、育成委員会委員の推薦について、従来の推薦会による推薦に加えて、連合町内会による推薦も行うことができるよう改定

→6月～7月に各地区連合町内会長と協議させていただき、白石区は全ての地区において連合町内会による推薦とすることで改選手続きを進めることとしました。

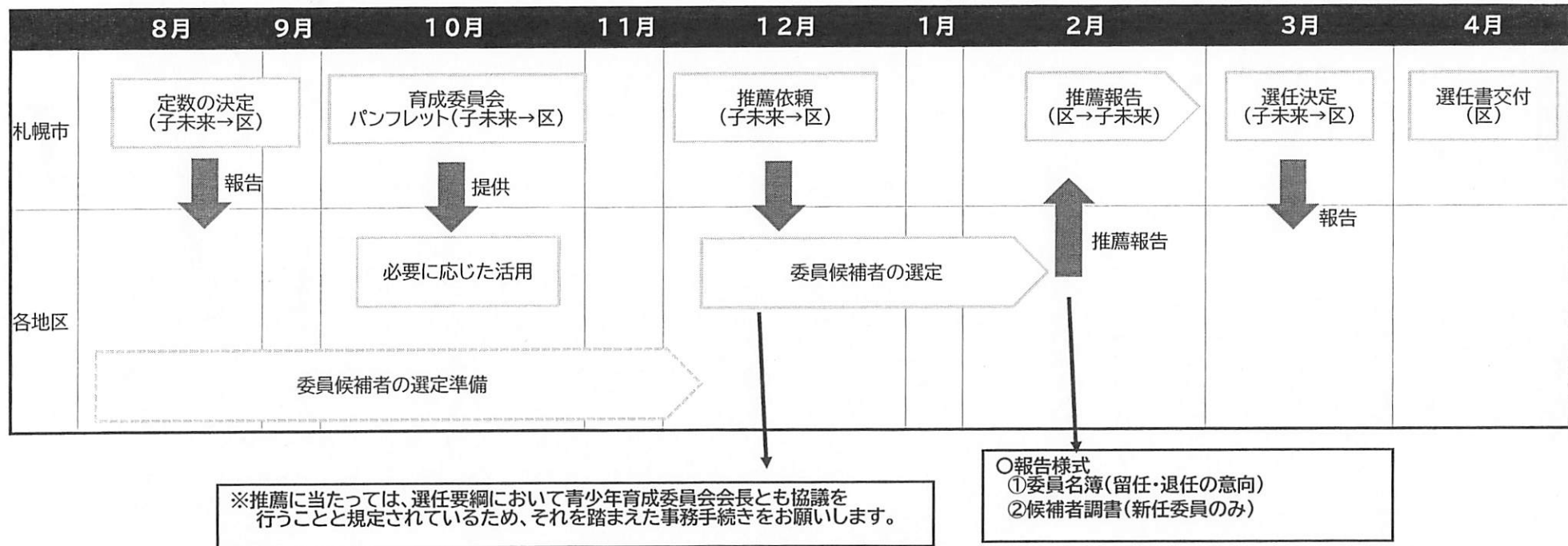
3 各地区定数について

地区名	今期定数 (a)	現員数	欠員数	次期定数 (b)	増減 (a)-(b)
白石	29	24	5	29	0
東白石	24	22	2	24	0
東札幌	18	15	3	18	0
菊水	21	21	0	21	0
北白石	27	27	0	27	0
北東白石	21	21	0	21	0
白石東	20	17	3	20	0
菊の里	15	13	2	15	0
合計	175	160	15	175	0

4 改選事務スケジュール

別紙のとおり

札幌市青少年育成委員会委員 改選スケジュール（予定）





令和7年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



- 対象機械 安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機
※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。
また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。
- 補助金額 購入金額の2分の1以内（上限50万円）
※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。
- 補助対象 町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）
※個人及び企業への補助は行っておりません。
※「令和7年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。
- 補助条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
 - ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
 - ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。

●使用例

- ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
- ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
- ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
- ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

●申込書類

- ・申請書（様式1）
- ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
- ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）

●申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受け付けません。

●受付期間

令和7年8月19日（火）8時45分より受付開始

※予算に達し次第、受付を締め切ります。

※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

●注意事項

- ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」へ加入いただいた上で、作業を行ってください。
詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL：011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ※ 町内会などの地域活動団体が申請する場合は、「札幌市地域活動保険」が令和5年7月から始まりましたので、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
- ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
- ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
- ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不適当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
- ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間に於いて再び補助を受けることはできません。



【お申し込み・お問い合わせ先】

札幌市建設局雪対策室計画課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）

TEL：211-2682

SAPP
RO



さっぽろ市
02-K03-25-1608

●使用例

- ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
- ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
- ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
- ・消火栓やゴミステーション周りの除雪

●申込書類

- ・申請書（様式1）
- ・購入予定の除雪機械の見積書および仕様書（カタログ等）
- ・除雪機械により除雪を実施する場所の地図（使用目的も併記してください）

●申込方法

申請書類を下記の【お申し込み先】まで、除雪機械を購入する2週間以上前に、持参又は郵送により提出してください。

※ファックス、電子メールでは受け付けません。

●受付期間

令和7年8月19日（火）8時45分より受付開始

※予算に達し次第、受付を締め切ります。

※多数の申込みがあった際は、抽選を行う場合があります。

●注意事項

- ・作業による事故については使用者の責任となりますので、安全に十分注意してください。
作業中の事故発生に備え、できるだけ「ボランティア活動保険」へ加入いただいた上で、作業を行ってください。
詳細については、札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター（TEL：011-623-4000）又は、各区の社会福祉協議会にお問い合わせください。
- ※ 町内会などの地域活動団体が申請する場合は、「札幌市地域活動保険」が令和5年7月から始まりましたので、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
- ・除雪機械を営利目的に使用しないでください。
- ・市の除雪作業について雪置き等を理解し、支障とならないように地域の除雪作業を行ってください。
- ・補助条件を満たさなかった場合、補助金の交付後に不正が発覚した場合、その他補助が不適当と認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・交付決定前に除雪機械を購入された場合は補助金を交付できません。
- ・公平性確保のため、本制度を利用した団体は、以後6年間に於いて再び補助を受けることはできません。



【お申し込み・お問い合わせ先】

札幌市建設局雪対策室計画課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）

TEL：211-2682

SAPP
RO



さっぽろ市
02-K03-25-1608



令和7年度

除雪機械購入補助制度

についてのお知らせ

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の購入補助を行っております。



●対象機械

安全装置が付いたハンドガイド型小型除雪機

※新品の機械のみを対象とし、中古品は対象外といたします。

また、販売業者から購入する機械のみを対象とし、個人間での売買で購入したもの等は対象外といたします。

●補助金額

購入金額の2分の1以内（上限50万円）

※消費税は購入金額に含みますが、オプションパーツや付属品、配送料等諸費用は含みません。

●補助対象

町内会又は除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織等）

※個人及び企業への補助は行っておりません。

※「令和7年度小型除雪機貸出制度」との重複利用はできません。

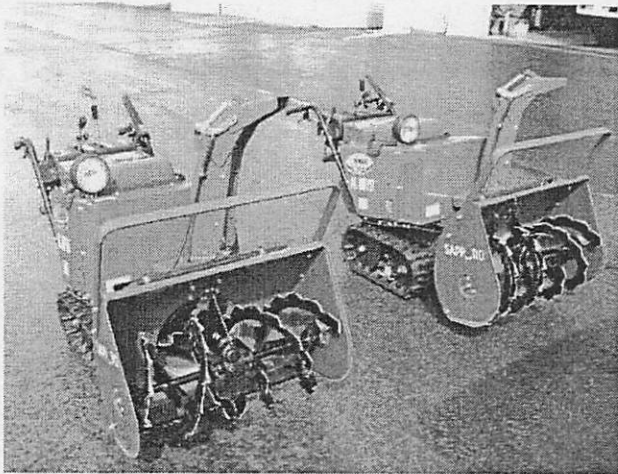
●補助条件

- ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
- ・購入した除雪機械で3年間は地域の除雪活動を継続すること。
- ・実績報告書を毎冬1回、3年間提出すること。
- ・補助金の交付を受けた年度について、除雪機械を団体として購入したことがわかる書類（町内会の収支報告書等）を提出すること。



小型除雪機お貸しします

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の貸出しを行います。



- ◆貸出機械 ハンドガイド型小型除雪機（10馬力程度）
※機種のご選択はできません。
- ◆使用例
 - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
 - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
 - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
 - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- ◆貸出対象
 - ・町内会
 - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織・企業等）

※個人への貸出しは行っておりません。
※「令和7年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。
- ◆実施期間（貸出期間） 令和7年12月上旬から令和8年3月中旬まで
※除雪機の配送日及び回収日は別途調整させていただきます。
- ◆貸出件数 40件
- ◆貸出費用 無償
※燃料等の消耗品に係る費用及びボランティア活動保険料は、借受団体の負担となります。
- ◆貸出台数 1団体当たり1台

- ◆申込書類 小型除雪機貸出申込書（様式第1号）、使用予定者名簿、使用場所の地図
- ◆申込方法 申込書を下記の【お申し込み先】まで、持参・郵送のいずれかの方法により提出してください。
※ファックス・電子メールでは受け付けません。
- ◆受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで
- ◆貸出条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・使用者は市が指定する「ボランティア活動保険」（1名当たり300円から）へ加入すること。
ただし、町内会などの地域活動団体で、「札幌市地域活動保険」に該当する場合はこの限りではない。
「札幌市地域活動保険」の詳細については、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・貸出終了後に実績報告書（様式第3号）及びアンケートを提出すること。
 - ・市の除雪作業の支障とならないように地域の除雪作業を行うこと。
 - ・使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。
 - ・小型除雪機貸出実施要領を遵守すること。
 ※使用場所の条件等を確認した結果によっては、貸出しできない場合があります。
- ◆貸出団体
 - ・申込多数の場合は、以下の方法（4段階）で貸出する40団体を決定します。
 - （1）初めてお申し込みいただいた団体を優先して決定します。
 - （2）福祉除雪の地域協力員に登録している団体若しくは、使用予定者に個人で地域協力員に登録している者がいる団体を優先して決定します。
 - （3）市内全域で取組を推進するため、各区で1団体はご利用いただけるよう抽選を行い貸出団体を決定します。
 - （4）（1）（2）（3）で決定した団体を除く全ての団体を対象に抽選を行い貸出団体を決定します。
 - ・貸出しの可否は、10月中旬までに郵送等でお知らせします。
- ◆その他
 - ・作業による事故については借受者の責任とし、安全に十分注意して作業を行ってください。
 - ・小型除雪機を転貸しないでください。
※団体に所属している福祉除雪協力員への転貸は可能です。
 - ・小型除雪機を営利目的に使用しないでください。
 - ・小型除雪機は宅地内に保管し、盗難等にご注意ください。
 - ・小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
 - ・貸出期間中に小型除雪機が故障した場合、責任の有無に関わらず修理中に貸出しできる代替機はありません。
 - ・貸出終了後は、燃料を補充した状態で返却してください。
 - ・貸出団体からの希望に応じて、小型除雪機の使い方の講習会を実施いたします。（詳細は貸出決定に併せてお知らせいたします。）



【お申し込み・お問い合わせ先】

札幌市建設局雪対策室計画課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）

TEL：211-2682

- ◆申込書類 小型除雪機貸出申込書（様式第1号）、使用予定者名簿、使用場所の地図
- ◆申込方法 申込書を下記の【お申し込み先】まで、持参・郵送のいずれかの方法により提出してください。
※ファックス・電子メールでは受け付けません。
- ◆受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月30日（火）まで
- ◆貸出条件
 - ・市道で行う地域の除雪活動を基本として使用すること。
 - ・使用者は市が指定する「ボランティア活動保険」（1名当たり300円から）へ加入すること。
ただし、町内会などの地域活動団体で、「札幌市地域活動保険」に該当する場合はこの限りではない。
「札幌市地域活動保険」の詳細については、公式ホームページをご確認ください、ご不明点については、札幌市市民自治推進課（TEL：011-211-2253）にお問い合わせください。
https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/chounaikai/hint/tiikikatudouhoken_top.html
 - ・貸出終了後に実績報告書（様式第3号）及びアンケートを提出すること。
 - ・市の除雪作業の支障とならないように地域の除雪作業を行うこと。
 - ・使用方法などについて、条件が付いた場合には遵守すること。
 - ・小型除雪機貸出実施要領を遵守すること。

※使用場所の条件等を確認した結果によっては、貸出できない場合があります。
- ◆貸出団体
 - ・申込多数の場合は、以下の方法（4段階）で貸出する40団体を決定します。
 - （1）初めてお申し込みいただいた団体を優先して決定します。
 - （2）福祉除雪の地域協力員に登録している団体若しくは、使用予定者に個人で地域協力員に登録している者がいる団体を優先して決定します。
 - （3）市内全域で取組を推進するため、各区で1団体はご利用いただけるよう抽選を行い貸出団体を決定します。
 - （4）（1）（2）（3）で決定した団体を除く全ての団体を対象に抽選を行い貸出団体を決定します。
 - ・貸出しの可否は、10月中旬までに郵送等でお知らせします。
- ◆その他
 - ・作業による事故については借受者の責任とし、安全に十分注意して作業を行ってください。
 - ・小型除雪機を転貸しないでください。
※団体に所属している福祉除雪協力員への転貸は可能です。
 - ・小型除雪機を営利目的に使用しないでください。
 - ・小型除雪機は宅地内に保管し、盗難等にご注意ください。
 - ・小型除雪機を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を賠償していただきます。
 - ・貸出期間中に小型除雪機が故障した場合、責任の有無に関わらず修理中に貸出できる代替機はありません。
 - ・貸出終了後は、燃料を補充した状態で返却してください。
 - ・貸出団体からの希望に応じて、小型除雪機の使い方の講習会を実施いたします。（詳細は貸出決定に併せてお知らせいたします。）



【お申し込み・お問い合わせ先】

札幌市建設局雪対策室計画課

札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎8階）

TEL：211-2682

SAPP
RO





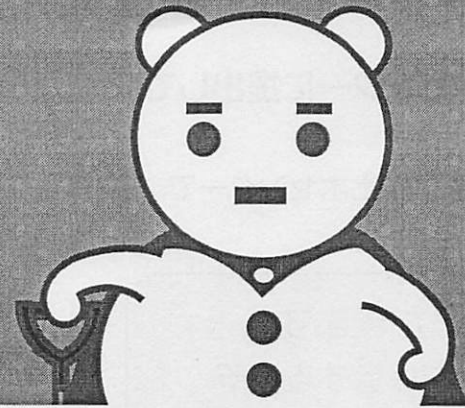
小型除雪機お貸しします

札幌市では、地域の除雪活動の支援として、除雪活動に使用する小型除雪機の貸出しを行います。



- ◆貸出機械 ハンドガイド型小型除雪機（10馬力程度）
※機種を選択はできません。
- ◆使用例
 - ・雪山で狭くなった生活道路の幅を広げる作業
 - ・市が除雪対象としていない生活道路（車道又は歩道）の除雪
 - ・高齢者や障がい者宅周りの除雪（福祉除雪を含む）
 - ・消火栓やゴミステーション周りの除雪
- ◆貸出対象
 - ・町内会
 - ・除雪ボランティアを行う団体（NPO・ボランティア団体・地域組織・企業等）

※個人への貸出しは行っておりません。
※「令和7年度除雪機械購入補助制度」との重複利用はできません。
- ◆実施期間（貸出期間） 令和7年12月上旬から令和8年3月中旬まで
※除雪機の配送日及び回収日は別途調整させていただきます。
- ◆貸出件数 40件
- ◆貸出費用 無償
※燃料等の消耗品に係る費用及びボランティア活動保険料は、借受団体の負担となります。
- ◆貸出台数 1団体当たり1台



除雪用具 お貸しします

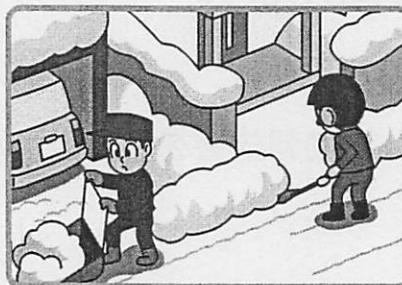
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



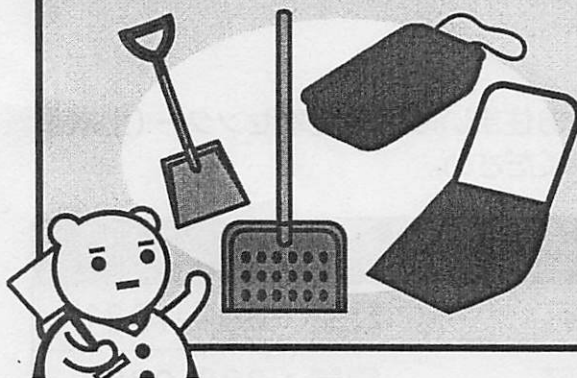
道路の除雪



個人宅の間口除雪



消火栓やごみステーション
周辺の除雪



除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノードンプ、そり等）を
お貸しします

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

[申請書の様式は、札幌市雪対策室（札幌市役所本庁舎8階）、各区の土木センターで配布しています。]

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・ 活動の内容、活動人数および回数（予定数）
- ・ 用具を保管する場所
- ・ 用具の種類および数量
- ・ 連絡担当者（氏名）
- ・ 借用の期間

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

[用具の借用期間（1年間）を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。]

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター（土木部維持管理課）までお問い合わせください。

各区土木センター（土木部維持管理課）

中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011

■お申込み方法

- 用具の借用を希望される方は、借用申請書を各区の土木センターに提出していただきます。

〔申請書の様式は、札幌市雪対策室（札幌市役所本庁舎8階）、各区の土木センターで配布しています。〕

用具の借用にあたっては、次のことを決めていただきます。

- ・ 活動の内容、活動人数および回数（予定数）
- ・ 用具を保管する場所
- ・ 用具の種類および数量
- ・ 連絡担当者（氏名）
- ・ 借用の期間

■決定の通知、および用具の貸出

- 申請いただいた内容を審査の上、承認または不承認の決定通知書をお渡しします。
- 貸出の承認後、用具をお貸しします。

■活動の報告

- 翌年度の5月末日までに、活動報告書を各区の土木センターに提出していただきます。

■用具の返却

- 用具が不要になりましたら返却してください。

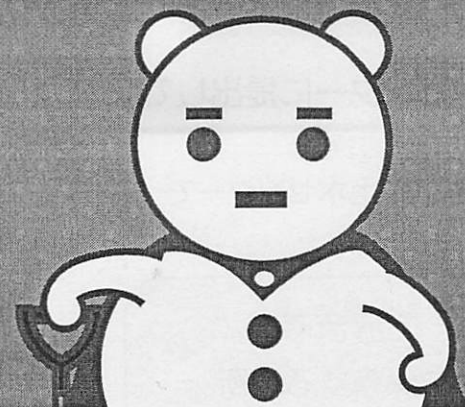
〔用具の借用期間（1年間）を更新して引き続き借用を希望される場合は、活動報告書とともに借用申請書の再提出が必要となります。〕

お問い合わせ先

お申込みや内容等については、お住まいの区の土木センター（土木部維持管理課）までお問い合わせください。

各区土木センター（土木部維持管理課）

中央区	電話：614-5800	豊平区	電話：851-1681
北区	電話：771-4211	清田区	電話：888-2800
東区	電話：781-3521	南区	電話：581-3811
白石区	電話：864-8125	西区	電話：667-3201
厚別区	電話：897-3800	手稲区	電話：681-4011



除雪用具 お貸しします

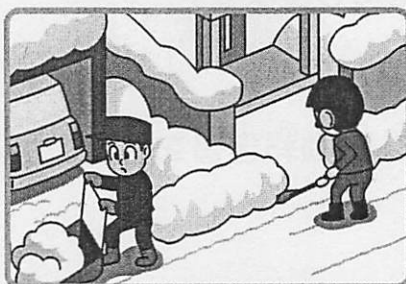
札幌市では、市民・学校・企業等と行政との協働による除排雪を推進し、地域で行う除雪ボランティア活動の支援として、活動に使用する除雪用具の貸出を行っています。

■貸出の対象となる除雪ボランティア活動

道路およびその周辺において、地域の方々のために行う除雪ボランティア活動（以下のような活動）が対象となります。



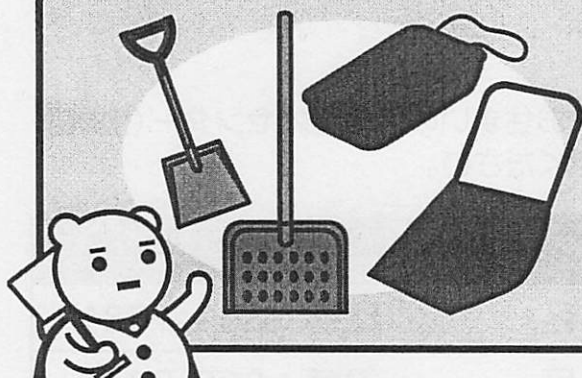
道路の除雪



個人宅の間口除雪



消火栓やごみステーション
周辺の除雪



除雪ボランティア活動に使用する
用具（スコップ、スノードンプ、そり等）を
お貸しします

（活動内容や用具の種類によってはお貸しできない場合があります。）

- 貸出の対象となる方 札幌市内の町内会、学校、企業、NPOなどの団体（※1）
（個人の方は対象ではありません）
- 貸出の期間 貸出の日から1年間（更新可・初回は翌年度の5月末日まで）（※2）
- 貸出料 無償（※3）

（※1）他の制度（福祉除雪等）で使用される場合、その他条件によっては貸出の対象とならないことがあります。
団体の代表者は成人に限ります。

（※2）毎年、再申請により用具借用の期間を更新することができます。また、用具の使用状況によっては、貸出期間中であっても貸出を取り消させていただく場合があります。

（※3）用具を破損または紛失した場合、これに係る損害を補償していただくことがあります。

令和7年度 菊水地区



高齢者ふれあい交流会

令和7年11月6日(木) 10:00~14:00

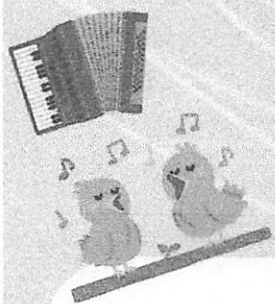
場 所：菊水地区会館（白石区菊水7条2丁目2-20）

対象者：65歳以上の菊水地区にお住まいの方

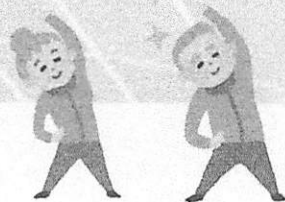
申込先：お住まいの町内会長・民生委員または、

菊水まちづくりセンター（811-9445）へ10/31（金）までに
お申込みください。

事前申込
あり



【プログラム】



- 10:00 開会式
- 10:10~ 『これ、詐欺です！？』
- 10:40~ アコーディオンと唄【出演：石澤 佳子さん】
- 11:10~ 津軽弁で楽しく笑って若返り体操【講師：古川 亜優美先生】
- 12:00~ 昼食タイム 【おにぎり・具たくさんお味噌汁・デザート 他】
- 13:00~ 【ビンゴゲーム】 景品ありますよ！
- 14:00 終演



参加者の方は「おみやげ引換券」でおみやげを受取ってからお帰りください。

（お土産協賛：保健福祉部・日赤奉仕団・白石区社協・福まち）

主催：菊水地区福祉のまち推進センター（菊水地区社会福祉協議会）・菊水町内会連絡協議会
共催：菊水地区民生児童委員協議会・札幌市赤十字奉仕団菊水分団・白石区社会福祉協議会
白石区第2地域包括支援センター・介護予防センターきくすい・白石区保健福祉課
お問合せ：菊水まちづくりセンター（011-811-9445）